

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の一部改正について

令和元年9月27日

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P1	(制定履歴)	平成31年3月20日公表	平成31年3月20日公表 令和元年9月27日一部改正
2	P3	第1 1号特定技能 外国人支援計画の 基準等 2つ目	○ 1号特定技能外国人に対する支援は、必ず行わなければならない「義務的支援」のほか、これに加えて任意的に行う「任意的支援」に分けられます(以下、それぞれの支援項目において、「義務的支援」と「任意的支援」を説明しています。)。義務的支援はその全てを行う必要があり、1号特定技能外国人支援計画には全ての義務的支援を記載しなければなりません。また、義務的支援の全てを行わなければ、1号特定技能外国人支援計画を適正に実施していないこととなります(技能実習2号等から特定技能1号に在留資格を変更した場合などで、客観的状況に照らして明らかに不要な支援は除く。)	○ 1号特定技能外国人に対する支援は、必ず行わなければならない「義務的支援」のほか、これに加えて任意的に行う「任意的支援」に分けられます(以下、それぞれの支援項目において、「義務的支援」と「任意的支援」を説明しています。)。義務的支援はその全てを行う必要があり、1号特定技能外国人支援計画には全ての義務的支援を記載しなければなりません。また、義務的支援の全てを行わなければ、1号特定技能外国人支援計画を適正に実施していないこととなります(技能実習2号等から特定技能1号に在留資格を変更した場合などで、客観的状況に照らして明らかに不要な支援は除く。)。なお、任意的支援についても1号特定技能外国人支援計画に記載した

				場合には支援義務が生じることとなります。
3	P 4	7つ目	登録支援機関は、特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施を他の者に委託することはできません。 もともと、その実施に当たり、通訳等必要な範囲で、他の者に実施の補助を依頼することは差し支えありません。	登録支援機関は、特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の実施そのものを他の者に委託することはできません。 もともと、支援の実施に当たり、通訳、送迎に当たってタクシーを利用するなど必要な範囲で、補助者として、他の者に実施の補助を依頼することは差し支えありません。
4	P 4	12つ目	(追加)	支援に要する費用とは、1号特定技能外国人に対して行われる各種支援(特定技能基準省令第3条に定める「義務的支援」)に必要な費用(登録支援機関への委託費用を含む。)をいい、次のものを含みます。 ・ 事前ガイダンス、生活オリエンテーション、相談・苦情対応及び定期的な面談の実施に係る通訳人の通訳費等 ・ 1号特定技能外国人の出入国時の送迎に要する費用等
5	P 5	13つ目	(追加)	特定技能所属機関との間で1号特定技能外国人支援の全部の実施を委託する契約を締結するに当たり、登録支援機関は、特定技能所属機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を明示することが求められます。
6	P 5	14つ目	(追加)	1号特定技能外国人支援の全部の実施を登録支援機関に委託する場合の委託費用については、支援の対象となる1号特定技能外国人の数、特定技能所属機関の事業所数や場所等に応じて異なり得るものであることから、委託契約締結に当たっては、複数の登録支援機関から見積りをとるなど支援内容等を十分に確認した上で契約後にトラブルが生じないよう留意してください。

7	P 8	<p>第2 (1)事前ガイダンスの提供 【留意事項】 1つ目</p>	(追加)	<p>「労働条件」とは、1号特定技能外国人に従事させる業務の内容や報酬の額のほか、安全又は衛生に関する事項などの雇用条件書に記載された事項であり、労働基準法第15条の規定に基づき説明することが求められます。また、「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、高所からの墜落・転落災害や機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ等のおそれのある業務、化学物質、石綿、電離放射線等にはばく露のおそれのある業務などの危険又は有害な業務に特定技能外国人が従事すると見込まれる場合には、当該業務の内容と安全衛生に関する事項を説明することが求められます。</p>
8	P 9	8つ目	<p>特定技能所属機関が事前ガイダンスの実施を現地の送出国機関に委託することも排除はされませんが、例えば送出国機関が保証金を徴収しているような場合には、適切に事前ガイダンスを実施することが期待できないため、特定技能所属機関が支援の体制の基準を満たしていないと判断される可能性があることに留意する必要があります。</p>	<p>法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項の基準を満たす特定技能所属機関が事前ガイダンスの実施を現地の送出国機関に委託することも排除はされませんが、例えば送出国機関が保証金を徴収しているような場合には、適切に事前ガイダンスを実施することが期待できないため、特定技能所属機関が支援の体制の基準を満たしていないと判断される可能性があることに留意する必要があります。</p>
9	P 10	10つ目	<p>事前ガイダンスは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要がありますが、個別の事情によりますが、事前ガイダンスで情報提供する事項を十分に理解するためには、3時間程度行うことが必要と考えられます。</p>	<p>事前ガイダンスは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要がありますが、個別の事情によりますが、事前ガイダンスで情報提供する事項を十分に理解するためには、3時間程度行うことが必要と考えられます。なお、技能実習生を同一機関で引き続き特定技能外国人として雇用する場合にあっても、1号特定技能外国人に従事させる業務の内容、報酬の額その他の労働条件など必</p>

				<p>要な情報について十分に理解させる必要があります。なお、1時間に満たないような場合は、事前ガイダンスを適切に行ったとは評価されない可能性があることに留意してください。</p>
10	P11	<p>(2) 出入国する際の送迎 【留意事項】 1つ目</p>	<p>入国する際の送迎が過度な負担にならないよう、事前ガイダンスの機会を利用して最寄りの港又は飛行場を案内するなど、出迎えに適した入国経路を決めておくことが推奨されます。</p>	<p>入国する際の送迎は、1号特定技能外国人が出入国しようとする港又は飛行場と特定技能所属機関の事業所(又は当該外国人の住居)の間で送迎を行うことが必要ですので、送迎が過度な負担にならないよう、事前ガイダンスの機会を利用して、特定技能所属機関の事業所(又は当該外国人の住居)の最寄りの港又は飛行場を案内するなど、出迎えに適した入国経路を決めておくことが推奨されます。</p>
11	P11	3つ目	<p>送迎が安全かつ確実に実施できる方法であれば、車両(社用車や自家用車)を利用して支援を実施するほか、公共交通機関やタクシーを利用して実施することも可能です。</p>	<p>送迎が安全かつ確実に実施できる方法であれば、車両(社用車や自家用車)を利用して支援を実施するほか、鉄道やバス・タクシーなどの公共交通機関を利用して実施することも可能です。</p> <p>ただし、特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、車両(社用車や自家用車)を利用して送迎を行う場合については、当該登録支援機関が道路運送法上の必要な許可を受けていなければ、道路運送法違反となる可能性が高いため、公共交通機関を利用してください。</p>
12	P11	<p>(3) 適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援 (3-1) 適切な住居の確保に係る支援</p>	<p>住居の確保に係る支援として、次のいずれかを行うことが求められます。 (略)</p>	<p>1号特定技能外国人が住居を確保していない場合の支援として、次のいずれかによる方法で、かつ、1号特定技能外国人の希望に基づき支援を行うことが求められます。なお、当該支援については、受入れ後に当該外国人が転居する場合にも行うことが求められます。 (略)</p>

		(義務的支援) 1つ目		
13	P12	2つ目	居室の広さは、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し、1人当たり7.5㎡以上を満たすことが求められます(ただし、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く。)	居室の広さは、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し、1人当たり7.5㎡以上を満たすことが求められます(ただし、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く。)。なお、ルームシェアするなど複数人が居住することとなる場合には、居室全体の面積を居住人数で除した場合の面積が7.5㎡以上でなければなりません。
14	P13	【留意事項】 4つ目	<p>○ については、住居の賃貸人から、特定技能所属機関等が連帯保証人になるのではなく、自ら賃借人となることを求められる場合が想定され、その場合は1号特定技能外国人が適切に住居を確保できるように、 の支援を含め必要な支援を行っていただく可能性があります。なお、 において家賃債務保証業者を利用した場合には、保証料は特定技能所属機関等が負担する必要があります。</p> <p>については、住居の賃貸人の理解も得られやすく、 の連帯保証人の問題も起きないと考えられます。</p> <p>○ 及び の場合には、当該住居への入居から明渡しまで円滑に進むように適切に支援することが求められます。</p> <p>○ 及び の場合であって特定技能所属機関等が自ら賃借人となるときは、提供する住居の家賃が近隣の同程度の民間賃貸住宅の賃料相場を超えないこと、社宅等を提供する場合には、他の入居者の家賃の額と同等</p>	○ 1号特定技能外国人が賃借人となり、住居を借りようとする場合には、契約締結に当たっての連帯保証人の確保などの問題が生じ得ますが、そのような場合には、当該外国人の連帯保証人になることや当該外国人に代わって賃借人となるなどの適切な住居の確保のための支援を行うことが求められます。

			であることが求められます。	
15	P13	5つ目	敷金、礼金等については、1号特定技能外国人において負担するものであり、特定技能所属機関において負担することを求めるものではありませんが、本人の希望や近隣賃貸物件の敷金等の相場、報酬額等を踏まえ、適切な住居を確保することができるように支援することになります。なお、特定技能所属機関等において敷金、礼金等を任意に全額負担することや、別途1号特定技能外国人と負担割合を合意して一部負担することなどは妨げられません。	○ の場合は、敷金、礼金等については、1号特定技能外国人において負担するものであり、特定技能所属機関において負担することを求めるものではありませんが、本人の希望や近隣賃貸物件の敷金等の相場、報酬額等を踏まえ、適切な住居を確保することができるように支援することになります。なお、特定技能所属機関等において敷金、礼金等を任意に全額負担することや、別途1号特定技能外国人と負担割合を合意して一部負担することなどは妨げられません。なお、家賃債務保証業者を利用した場合には、保証料は特定技能所属機関等が負担する必要があります。
16	P13	6つ目	1号特定技能外国人に社宅等を貸与することにより経済的利益を得てはなりません。	○ 及び の場合であって特定技能所属機関等が自ら賃借人となるときは、1号特定技能外国人に社宅等を貸与することにより経済的利益を得てはなりません。1号特定技能外国人から費用を徴収する場合については、借上物件の場合、自己所有物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。 ・ 借上物件の場合 借上げに要する費用(管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。)を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額 ・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額
17	P13	8つ目	(追加)	ここにいう「居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室

				をいい、ロフト等はこれに含まれないことに留意が必要です。
18	P13-14	9つ目	○ 居室の広さについては、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が在留資格変更許可申請(又は在留資格認定証明書交付申請)の時点で既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合であっても、少なくとも技能実習生について求められている寝室について1人当たり4.5㎡以上を満たす必要があります。	○ 居室の広さについては、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が在留資格変更許可申請(又は在留資格認定証明書交付申請)の時点で既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合であっても、少なくとも技能実習生について求められている寝室について1人当たり4.5㎡以上を満たす必要があります。  また、技能実習2号等を終了した技能実習生が一度帰国し、特定技能1号の在留資格認定証明書交付申請に及んだ場合においては、特定技能所属機関が既に確保している社宅等(技能実習生として居住していたもの)が当該外国人の生活の本拠として継続しているなど、当該社宅等に引き続き居住することを希望する場合には、寝室が4.5㎡以上を満たしていれば要件を満たすものとします。
19	P15-16	(4)生活オリエンテーションの実施 【留意事項】 3つ目	○ 生活オリエンテーションで情報提供する際の参考として、外国人の安全・安心のために必要な基礎的情報が掲載されたポータルサイトやガイドブック(「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を受けて作成されたもの)を参照してください。	○ 生活オリエンテーションで情報提供する際の参考として、 <b>法務省ホームページ内にある外国人の安全・安心のために必要な基礎的情報が掲載された外国人生活支援ポータルサイト</b> ( <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html</a> )や <b>生活・就労ガイドブック</b> を参照してください。
20	P21	【関係規定】 特定技能基準省令第3条第1項第1号二 (6) 出入国又は労	情報提供しなければならない事項は、次のとおりです。 ・ 入管法令(在留手続、みなし再入国制度、在留資格の取消し及び在留カードに関する手続等)及び労働関係法令(労働契約、労働保険制度、休業補償制度、労働安全衛生及び未払賃金に関する立替払制度)に	情報提供しなければならない事項は、次のとおりです。 ・ 入管法令(在留手続、みなし再入国制度、在留資格の取消し及び在留カードに関する手続等)及び労働関係法令(労働契約、労働保険制度、休業補償制度、労働安全衛生( <b>必要な安全衛生教育等の実施を含む。</b> )及び

		働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項	関する知識	未払賃金に関する立替払制度)に関する知識
21	P22	(5)日本語学習の機会の提供 (義務的支援)	日本語を学習する機会の提供については、次のいずれかの支援を行う必要があります。 ～ (略) 1号特定技能外国人との合意の下、特定技能所属機関等が日本語講師と契約して、当該外国人に日本語の講習の機会を提供すること	日本語を学習する機会の提供については、次のいずれかによる方法で、かつ、1号特定技能外国人の希望に基づき支援を行う必要があります。 ～ (略) 1号特定技能外国人との合意の下、特定技能所属機関等が日本語教師と契約して、当該外国人に日本語の講習の機会を提供すること
22	P22	(任意的支援)	義務的支援に加え、次の支援を行うことが考えられます。 (略) ・ 日本語学習を実施する場合において、特定技能所属機関等の判断により、日本語教室や日本語教育機関の入学金や月謝等の経費、日本語学習教材費、日本語教師との契約料等諸経費の全部又は一部を当該機関自ら負担する補助等の学習のための経済的支援を行うこと	義務的支援に加え、次の支援を行うことが考えられます。 (略) ・ 日本語学習を実施する場合において、特定技能所属機関等の判断により、日本語教室や日本語教育機関の入学金や月謝等の経費、日本語学習教材費、日本語教師との契約料等諸経費の全部又は一部を当該機関自ら負担する補助等の学習のための経済的支援を行うこと
23	P22	【留意事項】 2つ目	(追加)	日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報提供、日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報の提供、日本語教室等への入学や利用手続の補助及び日本語講師の選定など、各種の支援を行うに当たって要する費用は特定技能所属機関等が負担する必要があります。



24	P 2 2	3つ目	(追加)	いずれの場合においても、1号特定技能外国人に過度な学習費用が発生しないよう留意してください。
25	P 2 2	4つ目	(追加)	日本語学習教材の提供等の参考として、文化庁国語課の運営する日本語教育コンテンツ共有システム ( <a href="http://www.nihongo-ews.jp/">http://www.nihongo-ews.jp/</a> )を参照してください。 なお、文化庁事業により開発されているインターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)は、2020年4月から順次上記ウェブサイトに掲載予定です。
26	P 2 4	(6)相談又は苦情への対応 【留意事項】 2つ目	相談・苦情の対応は、平日のうち3日以上、土曜・日曜のうち1日以上に対応し、相談しやすい就業時間外などにも対応できることが求められます(相談・苦情はいつ寄せられるか分からないことから、相談・苦情専用のメールアドレスの設置などにより可能な限り休日や夜間においても対応可能な体制を整えていること、また、事故の発生等緊急時の連絡先を設け、基本的にいつでも連絡が受けられる体制を構築することが望まれます。)	相談・苦情の対応は、平日のうち3日以上、土曜・日曜のうち1日以上に対応し、相談しやすい就業時間外(夜間)などにも対応できることが求められます(相談・苦情はいつ寄せられるか分からないことから、相談・苦情専用のメールアドレスの設置などにより可能な限り休日や夜間においても対応可能な体制を整えていること、また、事故の発生等緊急時の連絡先を設け、基本的にいつでも連絡が受けられる体制を構築することが望まれます。)。なお、登録支援機関が支援を行う場合にあっては、特定技能所属機関と委託契約を締結することとなりますが、当該特定技能所属機関における特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談時間帯を適切に設定しなければなりません。
27	P 2 4	3つ目	通訳の確保が困難な場合において、応急的に同僚の外国人就労者を通訳に充てても差し支えありませんが、プライバシー保護の観点から、詳細の聞き取りについては、通訳を確保した上で、適切に対応する必要があります。	通訳の確保が困難な場合において、応急的に同僚の外国人就労者を通訳に充てる、又は翻訳機や翻訳アプリを使用することも差し支えありませんが、プライバシー保護及び正確性の観点から、詳細な聞き取りについては、通訳を確保した上で、適切に対応する必要があります。
28	P 2 7	(9)定期的な面談の実施、行政機関への	特定技能所属機関等は、1号特定技能外国人の労働状況や生活状況を確認するため、当該外国人及び	特定技能所属機関等は、1号特定技能外国人の労働状況や生活状況を確認するため、当該外国人及びその

		通報 (義務的支援) 1つ目	その監督をする立場にある者(直接の上司や雇用先の代表者等)それぞれと定期的(3か月に1回以上)な面談を実施する必要があります。	監督をする立場にある者(直接の上司や雇用先の代表者等)それぞれと定期的(3か月に1回以上)な面談を実施する必要があります。なお、面談は対面により直接話をする必要があります、テレビ電話等で行うことはできません。
--	--	----------------------	---	--